

会員およびご関係者の皆様

【重要】

入会・退会に関する手続きについて

公益社団法人日本建築積算協会

定款・規則・会員入退会管理規程、建築積算士認定事業規程にもとづき、入会・退会については以下の手続きとなります。詳細は、当協会ホームページ掲載の規定類をご参照ください。

【入会】

1. 入会を希望された方は、当協会ホームページの「**入会申込書**」に必要事項をご記入のうえ、PDF添付のメールまたはFAXにて送信していただきます。
2. 入会申し込み後、入会金および会費の請求書を送付いたします。
3. 規定の金額を、請求より30日以内に納付（郵便局で振込み）していただきますと、仮入会の受付通知を送付いたします。
この段階で、会誌「建築と積算」の無料購読ならびに各講習会等の割引、書籍の割引といった特典が発生します。
4. 理事会（**現在は年3回**）において正式に入会承認されますと、会員登録証を送付するとともに、正会員としての権利が発生します。

【会費納付】

5. 各年度の会費は、当年度の4月末日までに納付していただきます。
6. 1年間にわたり会費が滞納されますと、翌年度の会員資格は停止されます。
7. 2年間にわたり会費が滞納されますと、退会となります。
8. **建築積算士更新講習対象者は、当該年度の4月1日に正会員であり、6月末日までに会費が納付されていないと、更新費用が無料とはなりませんのでご注意ください。**

【自主退会】

9. ご自身の都合による退会は自由です。ただし、退会時には会費が完納されていなければなりません。会費未納の場合は、退会届を受理できません。会費未納として前述の「6」および「7」の扱いになりますのでご注意ください。
退会時期はご自由ですが、原則として退会届提出日を遡ることはできません。ご希望があれば年度内は会員権利をお使いいただき、年度末（3月末）の退会とすることができます。
10. 退会時点で、建築コスト管理士資格は抹消されます。再入会されても資格は復活いたしません。

【再入会】

11. 再入会における入会金は不要です。
12. 以前の退会時に会費滞納があった場合は、再入会できません。
ただし、滞納した会費を全納された場合は、再入会が可能です。
13. 以前に、会員として建築積算士更新講習の「受講料・再登録料」無料が適用された方は、再入会後に初めて受講する建築積算士更新講習の「受講料・再登録料」は有料となります。

【休会】

14. やむを得ない理由により、一時休会することができます。ただし、会費の滞納がない場合に限りです。休会中は、会費が免除され、会員資格は一時停止されます。

以上